

産廃特措法の一部改正等

参議院先議となった特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の一部を改正する法律案は、本年 6 月 20 日に参議院で可決され、その後審議されていた衆議院において今月 10 日に可決され、22 日に公布、施行されました。

今後、国は改正産廃特措法に基づき、支障の除去等を計画的かつ着実に推進するための基本方針を公表するとしています。

1 改正の概要

- (1) 産廃特措法（平成 15 年法律第 98 号）の有効期限（平成 25 年 3 月 31 日）を平成 35 年 3 月 31 日まで延長する。
- (2) 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成 34 年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることとする。
- (3) 都道府県等は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する実施計画について、平成 25 年 3 月 31 日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。

2 県の対応方針

現在、県は実施計画の変更作業を行っているところですが、今後、国が公表する基本方針の内容を踏まえ、青森県環境審議会及び田子町の意見を聴き、環境大臣に協議します。

3 国の財政支援

産廃特措法の期限延長は決まりましたが、支障除去等事業の実施に要する事業費に対する国の財政支援スキームは不透明であることから、7 月 12 日に、平成 25 年度青森県重点施策提案として、現在受けているスキームと同様の財政支援を講ずるよう国に提案しました。

○要望先 環境省（環境事務次官、廃棄物・リサイクル対策部長ほか）

[参考] これまでの要望実績

- ・平成 22 年 10 月 14 日 国に対する財政支援要望
- ・平成 23 年 7 月 11 日 平成 24 年度青森県重点施策の国に対する提案
- ・平成 23 年 8 月 11 日 北海道東北知事会による国に対する春の提言
- ・平成 23 年 8 月 16 日 全国知事会による国の施策並びに予算に関する提案・要望
- ・平成 23 年 11 月 25 日 国に対する財政支援要望、北海道東北知事会による国に対する秋の提言

実施計画の変更日程(案)

区分	8月	9月	10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
国								
基本方針の公表		↔						
県								
実施計画の変更日程				11/10協議会				
					県環境審議会 田子町意見聴取	国との協議		
・廃棄物等の推計量の精査		↔						
		地山確認						
・汚染拡散防止対策(地下水の浄化)の精査	↔							
	観測井掘削							
・県境部地下水対策の協議	↔							
・その他基本方針に基づく検討		↔						